

**海外事業者であるアクセスプロバイダに対する発信者情報開示命令申立てと
事業活動地管轄****【文献種別】** 決定／知的財産高等裁判所**【裁判年月日】** 令和6年10月4日**【事件番号】** 令和6年（ラ）第10002号**【事件名】** 発信者情報開示命令申立却下決定に対する即時抗告申立事件**【裁判結果】** 原決定取消**【参照法令】** プロバイダ責任制限法5条1項・8条・9条1項3号**【掲載誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573801

福岡大学教授 北坂尚洋

事実の概要

本件は、X（申立人／抗告人）が、インターネット接続サービスを提供する台湾法人であるY（相手方）に対し、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法137号：「プロバイダ責任制限法」、以下、「プロ責法」）5条1項、8条に基づき、投稿に係る発信者情報開示命令の申立てをしたものである。Yが提供する電気通信設備を経由して、「BOOTH」（日本事業者が運営するサイト）のサーバに、Xが著作権を有する漫画の画像データを複数回アップロード（以下、「本件各投稿」）した氏名不詳者に対する損害賠償請求権等の行使のために、発信者情報の開示が必要であると、Xは主張した。

Xの申立てについて、原審（東京地方裁判所令和5年（発チ）第10540号）では、台湾に所在する者が台湾所在者向けの接続サービスを利用して、本件各投稿は行われたことがわかれ、本件申立ては「日本における業務」に関するものとはいえないから、プロ責法9条1項3号所定の事業活動地に基づく国際裁判管轄（以下、「管轄権」）が日本にあるとはいえないため、本件申立ては却下された。

これに対して、Xは、次のように主張して、即時抗告した。すなわち、Yが「日本において事業を行う者」であることは認められたが、①プロ責法9条1項3号の「申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの」とは、本件申立ての

内容がYの日本で行い得る業務範囲に関連するものであれば足りる、②仮に①の解釈が認められないとしても、本件各投稿は、Yが日本人向けに提供するサービスを使ってされた可能性が相当高いといえ、また、Yの接続サービスは、「BOOTH」のサーバである日本所在のサーバへ向けてアクセスしたものであるから、本件申立てはYの「日本における業務に関するもの」であると主張した。

決定の要旨

抗告審である知財高裁は、次のように判示し、本件申立てについて日本は管轄権を有することから、原決定を取り消し、本件を東京地裁に差し戻した。

1 プロ責法「9条1項3号は、我が国の裁判所が発信者情報開示命令の申立てについて管轄権を有する場合として、……日本において事業を行う者を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるときを定めている。

ところで、近年における情報流通の国際化の現状を考えると、インターネット上の国境を越えた著作権侵害に対する司法的救済に支障が生じないよう適切な対応が求められている。地域的・国際的にオープンな性格を有するインターネット接続サービスの特性を踏まえると、当該サービスを提供する事業者の業務が『日本における』ものか否かを形式的・硬直的に判断することは適切でなく、

その利用の実情等に即した柔軟な解釈・適用が必要になると解される。」

2 具体的に検討すると、「……Yは台湾に所在し、電気通信業を営む法人であるものの、日本国内において、主に台湾からの旅行者のために国際ローミングサービスを提供しており、日本の空港等では日本から台湾への旅行者向けにSIMカードを販売していることが認められる。そうすると、Yは、『日本において事業を行う者』に当たる……。」

3 「……本件各投稿がされたサイトである『BOOTH』は、日本語が使用される日本向けのサイトであって、Yが台湾で提供するインターネット接続サービスが、当該サイトのサーバに接続され、その結果、本件各投稿がされたこと、本件各投稿のうちの一部の投稿……には、……流ちょうな日本語による記載があることが認められ、本件各投稿は、日本人向けに提供されているSIMカードその他のYの日本人向けサービスを利用して行われた可能性が高いといえる。……」

以上によると、本件各投稿は、実質的に見て日本に居住する日本人向けとしか考えられないようなインターネット接続サービスを利用して行われたといえる。……本件申立ては、『申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの』に当たる……。」

判例の解説

一 本決定の位置づけ

本決定は、インターネット接続サービス提供者である経由プロバイダ（アクセスプロバイダ、以下、「AP」）に対する発信者情報開示命令申立て（以下、「開示命令申立て」）について、事業活動地管轄の規定（プロ責法9条1項3号）により、日本に管轄権があると判示したものである。

令和6年5月に公布された改正法（令和6年法25号：以下、「令和6年改正法」）によって、プロ責法の名称は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（「情報流通プラットフォーム対処法」：公布から1年以内の政令で定める日から施行される（同法律附則1条））に変更されるが、本件は、令和6年改

正法施行前の申立てであり、プロ責法が適用される事案である¹⁾。

本決定までの公表裁判例と比べると、本決定には、次の点に特徴があると考えられる。

まず、開示請求の相手方に着目すると、日本の管轄権の有無が問題となったこれまでの公表裁判例（次段落で述べるとおり、それらは発信者情報開示請求訴訟（以下、「開示請求訴訟」）である）は、SNSサービス提供者事業者等（コンテンツプロバイダ、以下、「CP」）に対する請求が多かった²⁾が、本件は、APに対する開示請求であるという点で、事案が異なる。日本で広く知られているSNSサービスを提供するCPの多くは海外事業者であり、CPに対する請求では、国際的な事案となることが多い³⁾が、本件では、APが海外事業者で、CPが日本事業者であった。

また、本決定は、非訟手続によるものという点で、これまでの公表裁判例とは異なる。令和3年4月に公布された改正法（令和3年法27号：令和4年10月1日施行）によって、プロ責法には、開示請求に関する非訟手続が新設された⁴⁾。これにより、発信者情報の開示は、裁判外及び訴訟手続に加えて、非訟手続でも請求できることになり、開示命令申立てに関する国際裁判管轄規定である9条も新設された。本決定までの公表裁判例では、開示請求訴訟に関する管轄権の有無が、民事訴訟法（以下、「民訴法」）により判示されたが、本件では、開示命令申立てに関する管轄権の有無が、プロ責法9条により判示された。

さらに、本件では、APに対する開示命令申立事件において、事業活動地管轄の規定（同条1項3号）に関する解釈が述べられた点も、注目すべき点となる。

以下では、開示命令申立ての国際裁判管轄規定について説明した上で（二）、海外事業者のAPが相手方であることに着目しながら、事業活動地管轄（プロ責法9条1項3号）に焦点を当てて述べる（三）。

二 プロ責法9条の国際裁判管轄規定

学説・裁判例では、開示請求訴訟について、どのような場合に日本が管轄権を有するかは、民訴法の国際裁判管轄規定により判断されると解されている⁵⁾。非訟事件である開示命令申立事件でも、その申立てに関する管轄権の有無が問題にな

るが、非訟事件手続法には国際裁判管轄規定はなく、どのような場合に日本の裁判所に開示命令申立てをすることができるかを明らかにする必要性が高く、また、実務の混乱を避けるために、民訴法の規定と同程度の国際裁判管轄規定を設けることが適当であることから、令和3年改正法によって、民訴法をもとにした国際裁判管轄規定も新設された⁶⁾。これが、プロ責法9条である⁷⁾。

三 事業活動地管轄（プロ責法9条1項3号）

1 要件

本件で問題となった国際裁判管轄規定は、プロ責法9条1項3号の事業活動地管轄に関する規定である。それによれば、「日本において事業を行う者……を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき」、開示命令申立てについて、日本は管轄権を有する⁸⁾。同号では、(a)相手方が「日本において事業を行う者」であるか、及び、(b)「申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの」であるかが問題となる。

2 「日本において事業を行う者」

法律用語としての「事業」は、「一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指す」と説明されており⁹⁾、9条1項3号の「事業」も、これと同じ意味であろう¹⁰⁾。本決定において、Yが日本において事業を行う者であることを説明した部分は、判旨2である。Xの主張によれば、Yが日本において事業を行う者であるという結論は、原審も同じであり、この点に関して争いはない。

3 「申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの」

プロ責法9条1項3号によれば、相手方が「日本において事業を行う者」であることに加えて、「申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの」であるとき、開示命令申立てについて、日本の管轄権が認められる。

同号の「業務」とは、「事業に関して反復継続して行われる個々の行為」を意味すると説明されている¹¹⁾。これは、同号のもとになった民訴法3条の3第5号下段の「業務」の意味と同じである¹²⁾。もっとも、プロ責法9条1項3号の業務は、

民訴法3条の3第5号下段と同じく、「日本における」業務であるということに注意が必要である¹³⁾。

さらに、申立てと日本における業務が関連しなければならない。この関連性については、民訴法3条の3第5号下段の解釈で争いがあるのと同様に、抽象的業務関連性説と具体的業務関連性説がある¹⁴⁾。すなわち、前者は、相手方が実際に関与した業務でなくても、相手方が日本で言い得る同種の業務の範囲で、申立てが業務に関連すれば足りるとの考え方であるのに対して、後者は、申立てが実際に関与した業務に関連することを要するとの考え方になろう。

事実の概要で述べたとおり、原審では、本件各投稿は、台湾所在者向けの接続サービスを利用して行われたため、「申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの」に該当しないと結論された。原審は、Yが実際に関与した業務に着目しており、具体的業務関連性説を念頭に置いていると思われる。事実の概要で挙げたXの主張の①は、抽象的業務関連性説、②は、具体的業務関連性説によるものであり、本決定の判旨3は、②を採用し、Yが実際に関与した業務に着目していることから、本決定も具体的業務関連性説に基づくものとする。

もっとも、判旨1が述べるように、司法的救済に支障が生じないようにするため、本決定では柔軟な解釈がされた。すなわち、本決定は、本件各投稿が、日本向けの接続サービスを現に利用して行われたことを求めず、それが利用された可能性が高いことから、本件各投稿に利用された接続サービスはYの日本における業務であるとし、そして、本件申立てとYの日本における業務の関連性を認め（判旨3）、本件申立てについて、日本の管轄権を肯定した。

4 考察

本件の争点は、「申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの」に該当するかであったといえよう。

本件のように、APが海外事業者であり、その接続サービスを利用して、日本事業者が運営するサイトに日本語による投稿があった場合には、日本に居住する日本人が利用契約者となるSIMカードその他の接続サービス（日本向けの接続サービ

ス)が利用された可能性(本決定の認定)のほかに、台湾に居住する者が利用契約者となる接続サービス(台湾向けの接続サービス)を日本人等が利用した可能性(原審の認定)もあろう。しかし、投稿者が氏名不詳者である状況では、Xは、本件各投稿が日本向けの接続サービスを利用して行われたかを特定できないことが考えられる。そこで、本決定は、Xの司法的救済を閉ざさないために、日本における業務であることの特定を緩やかに解し、投稿に利用された接続サービスが日本における業務である可能性が高いことで、本件申立てについて、日本の管轄権を認めたと考えられる¹⁵⁾。

日本の管轄権を認めた結論には賛成であるが、本決定の考え方には、次のような疑問が残る。まず、本決定の考え方による場合、日本における業務である可能性の高さの程度が今後問題となる。その可能性の高さの程度次第では、実際に関与した業務であることの重要性が弱められる。また、APが海外事業者であり、その海外の国(自国)向けの接続サービスを利用して、日本事業者が運営するサイトに投稿が行われた場合、本決定の考え方によれば、投稿に用いられた海外の国向けの接続サービスは、そのAPの日本における業務ではないため、開示命令申立てについて、日本は管轄権を有さないことになると思われる。この結論に対しては、申立人の司法的救済が十分ではないとの批判もあろう。

ところで、Xの②の主張において、Yの接続サービスは、「BOOTH」の日本所在のサーバへ向けてアクセスしたものである旨も主張されたが、この主張は、本決定では重要視されなかった。この主張が意味することは必ずしも明らかではないが、Yが日本所在のサーバへ向けてアクセスしたことを、Yの日本における業務と捉え、本件申立てとYの日本における業務が関連するという趣旨であろうか¹⁶⁾。APの業務が、接続サービスを利用させ、サイトのサーバにアクセスすることであると考えると、APが日本所在のサーバに向けてアクセスすることで、業務の一部が日本で行われたことにはならないか¹⁷⁾も含めて、本件では、APの「日本における業務」の特定が重要になると考える。

●—注

1) なお、令和6年改正法は国際裁判管轄規定を改正するものではなく、プロ責法と情報流通プラットフォーム対

処法の国際裁判管轄規定(両法とも9条)は同内容である。

- 2) 東京地判令6・2・22(公判物未登載、LEX/DB25613115)[インスタ]、東京地判令5・7・18(公判物未登載、LEX/DB25599262)[X]、東京地判令5・6・15(公判物未登載、LEX/DB25598147)[フェイスブック・インスタ]等。
- 3) 上沼紫野「発信者情報開示請求に係る海外事業者への対応と検討事項」ビジネス法務2021年8月号99頁も参照。
- 4) 令和3年改正法の概要については、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法(第3版)』(第一法規、2022年)16～20頁、小川久仁子編著『一問一答 令和3年改正プロバイダ責任制限法』(商事法務、2022年)3～4頁等を参照。
- 5) 総務省・前掲注4)145頁、小川・前掲注4)58頁等。前掲注2)で挙げた裁判例、嶋拓哉「判批」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-160362325(Web版2023年6月23日掲載)、北坂尚洋「判批」令和4年度重判解(2023年)277～278頁も参照。
- 6) 総務省・前掲注4)145頁、小川・前掲注4)58頁等。
- 7) なお、民訴法3条の8に相当する応訴管轄の規定がプロ責法9条には置かれなかった理由については、小川・前掲注4)68頁を参照。
- 8) 同号の趣旨については、総務省・前掲注4)149頁を参照。
- 9) 法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典』(有斐閣、2020年)480頁。
- 10) 民訴法3条の3第5号の「事業」もこれと同じ意味である。佐藤達文=小林康彦編著『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』(商事法務、2012年)54頁等。
- 11) 総務省・前掲注4)152頁。
- 12) 佐藤=小林・前掲注10)54頁等。
- 13) 民訴法3条の3第5号における「事業」と「業務」の関連性に関する議論について、田中美穂「判批」国際私法判例百選[第3版](2021年)159頁等を参照。
- 14) 民訴法3条の3第5号について、嶋拓哉「Online Service Providerを巡る国際的な法規制」北法73巻1号(2022年)10～11頁等を参照。同論文11頁では、開示訴訟での民訴法3条の3第5号の解釈について、抽象的業務関連性説が主張されている。
- 15) 東京地判令3・11・12(裁判所ウェブサイト)について、中村知里「判批」有斐閣オンライン国際私法判例速報(記事ID:L2211013)(2022年)II2では、訴えと日本との業務の関連性は緩やかに解すべきと主張されている。
- 16) この考え方でも、注13)で述べた「事業」と「業務」の関連性は必要かが問題となる。
- 17) 森下哲朗「新しい国際裁判管轄ルール」国際私法15号(2013年)43頁では、民訴法3条の3第5号の解釈として、複数国に跨がる取引でごく一部が日本に関係する場合には、日本における業務があると捉える見解が主張されている。